

海外派遣労働者健康診断項目

検査項目		労働者を本邦外の地域に <u>6か月以上派遣しようとする時</u>	労働者を本邦外の地域に <u>6か月以上派遣した労働者を本邦の地域内の業務につかせる時</u>
(1) 既往歴及び業務歴の調査		○	○
(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査		○	○
(3) 身長 [*] 、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 (1KHz 及び 4KHz の純音に係る聴力をいう。)		○	○
(4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査 [*]		○	○
(5) 血圧の測定		○	○
(6) 貧血検査 (血色素量・赤血球数)		○	○
(7) 肝機能検査 (AST・ALT・γ-GT)		○	○
(8) 脂質検査 (LDL-コレステロール・HDL-コレステロール・中性脂肪)		○	○
(9) 血糖検査 (空腹時血糖又はヘモグロビンA1c)		○	○
(10) 尿検査 (糖・蛋白)		○	○
(11) 心電図検査 (安静時)		○	○
医師が必要であると認めるとき	(11) 腹部画像検査	○	○
	(12) 血中尿酸検査	○	○
	(13) B型肝炎ウイルス抗体検査	○	○
	(14) ABO 式及び Rh 式の血液型検査	○	
	(15) 糞便塗抹検査		○

* : 医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目

身長測定 : 20 歳以上の者 喀痰検査 : 胸部エックス線検査によって疾病の発見・結核発病の恐れがないと診断された者